

東北大学医工学研究科同窓会会則

(総則)

第一条

本会は「東北大学医工学研究科同窓会」と称する。

第二条

本会は会員間の親睦を図り、向上発展を期し、併せて母校との関係を密にすることを目的として、これに必要な事業を行う。

第三条

事務局は「仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6-12 「東北大学大学院医工学研究科」に置く。

(会員)

第四条

本会は次の会員をもって組織する。医工学研究科の修了生、在校生、教職員など、東北大学医工学研究科の関係者や医工学研究科の支援関係者とする。

(役員)

第五条

本会に会長、事務局長を置く。会長は研究科長、事務局長は広報委員会委員長とする。

第六条

会長は当会を代表する。事務局長は会長の意向を体し、本会実務の総括を行う。広報委員会はこの会則に定めるもののほか、当会の会務一般を処理する。また、会の運営と発展のため、意見を具申するものとする。

第七条

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会則の変更)

第八条

本会則の変更は広報委員会が変更する。

付則

- 一、本会則は令和5年3月1日より施行する。
- 二、初回の会長、事務局長の候補者は広報委員会が定める。

了解事項

- 一、実務一般としては東北大学の取り扱いに従い、個々の問題が生じたときは広報委員会
会で定める。